

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則の一部改正

令和元年 10 月
環 境 省

1. 改正の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「旧法」という。）の題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「新法」という。）に改められるなどの改正が行われたため、旧法に基づく当省の主務省令である環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則（平成15年環境省令第7号。以下「本規則」という。）について必要となる規定を整備し、その他所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

（1）本規則の題名の改正

（改正後）環境省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

（2）新法において新たに主務省令に委任された事項に係る規定の整備

- ① 新法第6条第1項の規定に基づき、申請等に係る電子情報処理組織の内容について定める。
- ② 新法第6条第5項の規定に基づき、手数料のオンライン納付の方法について定める。
- ③ 新法第6条第6項の規定に基づき、申請等について、対面により本人確認をするべき事情がある場合、原本を確認する必要がある場合その他のオンラインで申請等を行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合（部分的にオンラインで行うことができない場合）について定める。
- ④ 新法第7条第1項の規定に基づき、処分通知等に係る電子情報処理組織の内容について定める。
- ⑤ 新法第7条第1項ただし書の規定に基づき、処分通知等をオンラインで受ける旨の表示の方式について定める。
- ⑥ 新法第7条第5項の規定に基づき、処分通知等について、対面により本人確認をするべき事情がある場合、原本を交付する必要がある

る場合その他のオンラインで処分通知等を行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合（部分的にオンラインで行うことができない場合）について定める。

（３）旧法に基づき主務省令に委任された事項等に係る整備関係

- ① 新法第11条又は同条に基づく関係政令と規定が重複する添付書類の省略に係る事項について所要の整備を行う（現行第3条第10項関係）。
- ② その他（１）における規定の整備に伴う規定の整備や条項ずれ等所要の改正を行う。

３．施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月予定）